

子ども・子育て会議の内容についてです。

資料 1-1 をご覧ください。

- ・ 条例第 1 条 この会議は、町の条例で定められており、子ども子育て支援法に基づき、二宮町子ども子育て会議の設置を規定しております。
- ・ 条例第 2 条 所掌事務ですが、子ども子育て支援法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を処理するものとするとして規定されており、この事務の内容についての詳細は、**裏面**に記載がありますので、ご覧下さい。
- ・ 法第 77 条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。となっており、前述とおり、この二宮町の子ども・子育て会議を設置しております。
- ・ (1) の特定教育・保育施設とは、「子ども・子育て支援法」に定められている保育所、幼稚園、認定こども園等で、二宮町の中では保育所が町内に 5 園と分園 1 園が設置されております。認定こども園については、町内では設置されておられません。  
また、平成 27 年度より「子ども・子育て支援新制度」が始まり、この新制度に移行した幼稚園としましては、令和 2 年度に海の星幼稚園が移行したため、特定教育・保育施設に当たりますが、町内の他の 4 園の幼稚園については、新制度に移行していないため、特定教育・保育施設にあたりません。私学助成を受けている以前からの幼稚園となります。  
以上のことから、町内でこの特定教育・保育施設に該当するのは、「海の星幼稚園」と「全ての保育園」となります。  
その施設の利用定員の設定に関して法第 31 条第 2 項に規定する事項を処理することとなります。  
この法第 31 条第 2 項というのが、下の四角の中に記載されておりますが、市町村長は、設置者の申請により、教育保育施設利用定員を定めようとするときは、あらかじめ法第 77 条第 1 項の子ども・子育て会議にその意見を聞かなければならないとなっております。  
保育園等の特定教育・保育施設を新たに設置する場合及びその定員を定めるときは、この会議の意見をいただくこととなっております。
- ・ (2) 特定地域型保育事業というのは、事業所内保育所・定員 20 名未満の小規模保育や、一般の家庭等を利用して定員 5 名以下の子どもを預かる家庭的保育所をさします。  
このような保育事業に関しても先ほどと同様に新たに始める場合には、この会議で意見を伺い定員を定めるものとなっております。  
現状、町にはこのような施設はありませんが、今後やりたい方がいられた場合には、この会議にかけることとなります。

- ・(3) 市町村の子ども子育て支援事業計画に関して法第61条第7項に規定する事項を処理することとなっておりますが、これは下の四角のなかに書いてあります。

「市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め又は変更しようとするときは、あらかじめ子ども子育て会議の意見を聞かなければならない」となっております。

- ・(4) については、当該市町村における子ども子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議することとなっております。

町で計画的に進める、子育て支援について、この会議の場で審議いただくということになっております。今年度の会議につきましては、令和2年度からの「子ども・子育て支援事業計画」進捗状況の報告をさせていただきます。

以上の(1)から(4)が所掌事項となっております。

- ・表面 にお戻りください。

- ・条例第3条 会議は、15人以内で組織するとなっております。

- ・条例第4条 委員のみなさんの任期は2年となっております。

前委員の任期中に変更になった委員は、その残任期間となりますので、令和5年6月30日までとなります。

- ・条例第5条 会議に会長及び副会長を置き互選によりこれを定める。

今回は既に会長・副会長は、事務局案のとおり、選任させていただいております。

- ・条例第6条 会議の招集について記載しております。

会議は、委員の半数以上がなければ開催するできません。

会議の議事は、出席委員の過半数で決し可否同数のときは議長の決するところとなっております。

また、令和5年3月議会にて、二宮町子ども・子育て会議条例を改正しました。改正理由は子ども・子育て支援法が改正されたためです。改正箇所は吹き出しに記載のある条番号の変更のみで、子ども・子育て支援法ともに内容の変更はございません。資料1-2が改正後全文となります。

資料1の説明は以上となります。

- 子ども・子育て会議のスケジュールとなります。
- ・子ども子育て支援事業計画は、前計画の平成 27 年から平成 31 年までの 5 ヶ年の計画と、令和元年度に町民や委員の皆様にご意見をいただいて作成した、現行の令和 2 年度から令和 6 年度までの計画があります。
  - ・今回の会議については、令和 3 年度の施策、事業についての点検、評価、進行管理が主なものとなっております。
  - ・表の下に【P】Plan（計画の策定）⇒【D】Do（計画の推進）⇒【C】Check（実施状況等の点検・評価）⇒【A】Act（事業の継続・拡充、計画の見直し）とありますが、こういった計画はこの PDCA サイクルというもので管理しており、今回の会議で令和 3 年度の Check と Act（事業の継続・拡充、計画の見直し）を図ることとなっています。
  - ・その下の表は、今年度のスケジュールを月別にしたものです。

資料 2 の説明は以上となります。

第2期子ども・子育て支援事業計画の進捗（実績）状況についてです。

資料の量が多いため、令和3年度の「成果」や「進捗状況」について、特出する部分を掻い摘んでご説明いたします。

- 令和3年度も令和2年度に引き続き、新型コロナウイルスの影響により、事業を中止または縮小するなどの影響が出ましたが、感染対策を行いながら、できる限りの事業を実施しました。

### 基本目標1：【みんなで】地域の子育て支援の充実

P	施策の基本的方向	No.	施策名	計画事業名	担当課
1	1 家庭の育てる力を支援	(1)	子育て・親育ての学習機会の充実	①親育ての支援	子育て・健康課
説明	親子講座につきましては、令和2年度はすべて中止となりましたが、令和3年度については参加者数を制限するなどし、各サロンにて7回ずつ実施を行いました。				

P	施策の基本的方向	No.	施策名	計画事業名	担当課
1	1 家庭の育てる力を支援	(2)	地域子育て支援拠点	②子育てスペース「でんでんむし」	子育て・健康課
説明	育児の相談や情報交換の場として活動していた「でんでんむし」を感染予防の観点から、休止しました。今後、離乳食教室をリニューアルするなかで代替となる場を作れるよう見直しと検討を行います。				

P	施策の基本的方向	No.	施策名	計画事業名	担当課
2	4 子育てネットワークの充実	(2)	子育てネットワークの拡大と地域活動の充実	子育ての仲間づくりの支援	子育て・健康課
説明	いち・にの・さんコアラについては、いち・にの・さんラッコと統合したため、1団体減となりました。				

## 基本目標2：【すこやか】妊娠期、出産期、育児期における切れ目のない支援

P	施策の基本的方向	No.	施策名	計画事業名	担当課
4	2 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実	(1)	学校保健の充実	①健康に関する啓発・学習の推進	教育総務課
説明	学校薬剤師による薬物乱用防止教室については、令和2年度は中学校1校のみの実施でしたが、令和3年度は各中学校（二宮中のみ1年生実施できず）及び山西小6年生で実施をしました。				

P	施策の基本的方向	No.	施策名	計画事業名	担当課
4	2 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実	(2)	心の問題への対応	④教職員への支援	教育総務課
説明	令和2年度実施できなかった児童生徒指導研修会を各学校で実施しました。				

## 基本目標3：【ささえる】配慮を必要とする子ども・子育て家庭への支援

P	施策の基本的方向	No.	施策名	計画事業名	担当課
4	4 小児医療の充実			①医療費の助成	子育て・健康課
説明	小児医療費助成について、令和4年10月から所得制限撤廃をすべく、3月議会にて条例改正を提案し承認された。なお、予定通り令和4年10月より所得制限撤廃をスタートし、新たにカード型の小児医療証を発行しています。				

P	施策の基本的方向	No.	施策名	計画事業名	担当課
5	3 児童虐待防止対策の充実			③児童相談の実施	子育て・健康課
説明	育児の相談や情報交換の場として活動していた「でんでんむし」を感染予防の観点から、休止しました。今後、離乳食教室をリニューアルするなかで代替となる場を作れるよう見直しと検討を行います。				

P	施策の基本的方向	No.	施策名	計画事業名	担当課
6	4 障がいや発達に心配のある子ども及び家庭への支援の充実			④学校における特別支援教育の充実	教育総務課
説明	発達障害に係る認識を深める研修を、令和2年度は教員のみ研修を行いましたが、令和3年度につきましては、教職員、保護者、町民が参加できる研修を実施しました。				

**基本目標4：【はぐくむ】子どもの心身の健やかな成長のための教育環境の整備**

P	施策の基本的方向	No.	施策名	計画事業名	担当課
7	1 次代の親の育成			年少者との交流	教育総務課
説明	令和2年度については、交流会を行いませんでしたが、令和3年度は小学校の様子を動画で撮影して各園に情報提供を行いました。				

P	施策の基本的方向	No.	施策名	計画事業名	担当課
7	2 学校教育の充実			郷土愛の育成	教育総務課
説明	令和2年度は地引網体験・町内公共移設の見学は中止となりましたが、令和3年度は畑での収穫体験、地引網体験、公共施設の見学、葛川体験等を実施しました。				

資料3の説明は以上となります。

次期二宮町子ども・子育て支援計画スケジュールについてです。

現行の第2期二宮町子ども・子育て支援計画が令和6年度までであるため、来年度より第3期二宮町子ども・子育て支援計画の策定を開始いたします。

資料4上段が令和5年度、下段が令和6年度のスケジュールとなっております。まず、令和5年度になります。5月に子ども・子育て支援計画委託事業者を入札にて決定いたします。並行して、子ども・子育て会議委員の任期が6月30日となっておりますので、公募を含め、委員の選定を行います。

10月ごろに第1回目の子ども・子育て会議を開催し、会議終了後計画策定のためのアンケート調査を実施します。アンケートの集計が終了する令和6年2月ごろに第2回目の子ども・子育て会議を開催します。

続いて、令和6年度のスケジュールです。令和6年度につきましては、子ども・子育て会議を4回開催する予定です。まず、第1回目を6月頃に開催し、令和4年度の実績報告に加え、町の現状把握及び将来推計等を議題として取り上げます。第2回目を9月頃に開催し、次期子ども・子育て事業計画の骨子を議題として取り上げます。第3回目を11月頃に開催し、第1回、第2回の会議結果を踏まえて作成した、子ども・子育て事業計画（素案）を議題として取り上げます。この会議終了後に修正した子ども・子育て事業計画（素案）にて、パブリックコメントを実施します。その結果を2月頃に開催する第4回目の会議にて報告し、計画最終案をまとめる予定です。

スケジュールについては、現段階の予定であり、実際は数か月ずれる可能性があります。ご了承ください。

資料4の説明は以上となります。

最後に、子育て・健康課子育て支援班の令和5年度予算における、新規事業についてご報告いたします。なお、現在議会審議中であるため、予算案となっております。

子育て世帯支援紙おむつ用ごみ袋配付事業です。

0, 1歳児がいるご家庭に無料にて300のごみ袋を配付いたします。希望する保護者は、子育て支援班窓口にて、引き換えカードを配布いたします。引き換えカードは、ごみ袋を配付する際に、引き換えカードにスタンプを押していき、12個スタンプが押された時点で引換終了となります。

子ども・子育て支援事業計画策定委託事業です。

第2期子ども・子育て支援事業計画でも委託を行いました。第3期子ども・子育て支援事業計画の策定につきましては、作成支援の委託を行います。アンケート調査から開始するため、令和5年度から令和6年度にかけての継続費となります。将来推計、現状把握、計画案の作成、パブリックコメント支援のほか、子ども・子育て会議運営支援を行うため、令和5年度の会議より委託業者が同席する予定です。

保育士就職合同説明会です。

町内保育所の保育士不足を重く受け止め、令和5年度で町内保育所が合同で参加する就職説明会を開催いたします。就職希望者が参加しやすいよう会場はラスカ平塚の会議室を利用する予定です。また、このほかに平塚市、茅ヶ崎市と合同で就職説明会を検討しており、保育士不足解消に向けた取組を実施します。

障害児保育事業補助金の拡充です。

特別児童扶養手当を受給している児童を保育所が受入れていた場合、1人当たり月62,000円を支給していますが、障がい児の増加と保育士の負担を考慮し、特別児童扶養手当を受給していない障がい児を受入れていた場合にも、1人当たり月31,000円を支給いたします。対象となる児童は、通所受給者証をお持ちの方となります。

保育士就労支援給付金です。

現在保育所に勤務している保育士が退職してしまうことも、保育士不足の要因の一つと考え、継続した就労の目標を持ってもらうために、採用後、1年経過時点と2年経過時点に、就労支援給付金を支給します。

資料5の説明は以上となります。